

【ご紹介】GBRC建築確認検査の業務範囲と実績

【主な対象建築物等】

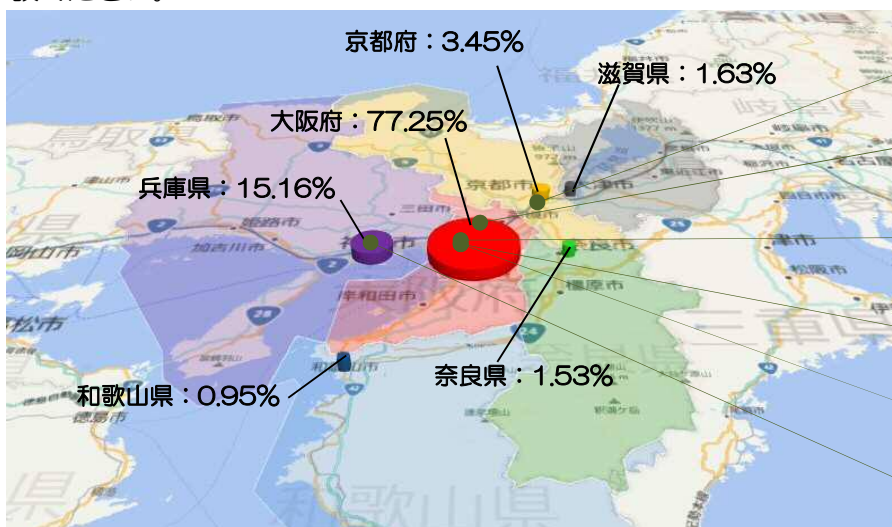
- ・延べ面積が2,000㎡を超える建築物
- ・高さが31mを超える建築物
- ・構造安全性能等で大臣認定を受けた建築物及び工作物
- ・防災計画評価を受けた建築物

【業務区域】

福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県

【実績(建築物)】

検査済証交付全1042件(1999.10.1~2016.8.1)の約半数はGBRCが超高層・免震建築物等の性能評価や防災計画評価等を実施した物件で、ワンストップサービスのメリットをお客様に実感して頂いています。約8割が大阪府内の物件ですが、他の業務区域の物件についてもご相談ください。



【シリーズ】ワンストップサービスのご紹介

ワンストップで工事完了まで対応！ 変更対応もスムーズ！

GBRCでは、超高層・免震建築物等の性能評価および防災計画評価から建築確認検査、住宅性能評価など、建築物に関する様々な技術審査・評価・検査サービスをワンフロアでワンストップサービスとして提供します。

1

窓口が
1つ

複雑な手続きが
一箇所で

2

幅広い
メニュー

建築物に関する申請
に幅広く対応

3

セット割引

建築確認と住宅性能
評価の一括申請で、
おトク

【ワンストップサービス実績例】

- 向日市**：共同住宅：延べ面積 約24,000㎡ 確認済証交付：2014年
性能評価等：免震建築物、住宅性能評価
- 吹田市**：複合施設：延べ面積 約222,000㎡ 確認済証交付：2014年
性能評価等：防災計画評価
- 大阪市**：学校：延べ面積 約33,000㎡ 確認済証交付：2014年
性能評価等：超高層・免震建築物、全館避難安全検証法
防災計画評価・耐火性能検証法・低炭素建築物
- 大阪市**：百貨店：延べ面積 約258,000㎡ 確認済証交付：2015年
性能評価等：超高層・免震建築物、全館避難安全検証法・防災計画評価
- 大阪市**：共同住宅：延べ面積 約1,800㎡ 確認済証交付：2015年
性能評価等：防災計画評価
- 神戸市**：倉庫：延べ面積 約13,400㎡ 確認済証交付：2014年
性能評価等：免震建築物

【ご紹介】GBRCの仮使用認定

●H27年11月25日より仮使用認定業務を開始しました。

仮使用認定について

建築物の新築、又は増築等の工事で検査済証の交付を受けるまでに仮使用する場合に、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準（平成 27 年国土交通省告示第 247 号）に適合することを認定するもので、以下の建築物が対象となります。

仮使用認定の対象 建築物

法6条1項1号

特殊建築物
100㎡超

法6条1項2号

木造3階以上
500㎡超 等

法6条1項3号

木造以外2階以上
200㎡超

の新築又は増築等の工事で避難施設等に関する工事を含むもの

仮使用認定の対象外 建築物

法6条1項4号

建築物

新築以外

住宅
(共同住宅除く)

新築以外

居室を有しない
建築物

「増築」で別棟増築する場合は、「新築」扱いとします。

仮使用認定申請の際には、以下の点にご注意ください

- 指定確認検査機関が仮使用認定できる建築物には制限があります。

新築の場合の主な要件として、

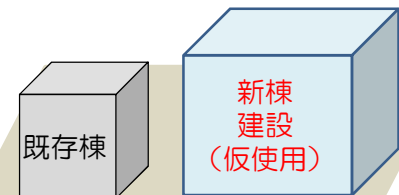
- ① 仮使用部分が建築基準関係規定に適合していること
- ② 工事業者等の経路と、仮使用部分を使用する者の経路が分けられていること
- ③ 工事部分と仮使用部分が防火上有効に区画されていること
- ④ 仮使用をする期間が3年を超えないこと

- 裁量性が求められる工事の場合、**特定行政庁**での**仮使用認定が必要**です。

一例として工事業者等と仮使用部分を使用する者の経路が重複するケースで、

- ① 時間をずらすことで分ける場合
- ② ガードマン等を配置して分ける場合 等

仮使用を検討されている場合は、事前にご相談ください。



【お知らせ】省エネ適判制度について

●GBRCはH29年4月(予定)から省エネ適判業務を行います。

超高層・免震建築物の性能評価、防災計画評価、建築確認・検査、BELS評価業務等と合わせてワンストップで対応します。省エネ適判業務も、直結する建築確認検査と合わせてGBRCをご利用頂くようお願いします。

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要

建築物省エネ法は大きく規制措置と誘導措置の2つに分けることができます。誘導措置等は平成28年4月1日に施行されていますが、規制措置は公布後2年以内(H29年4月予定)の施行となっています。ここでは規制措置についてお知らせします。

規制措置(義務)

H29年4月予定

非住宅2000m²以上

新築時等に建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務・適合性判定義務

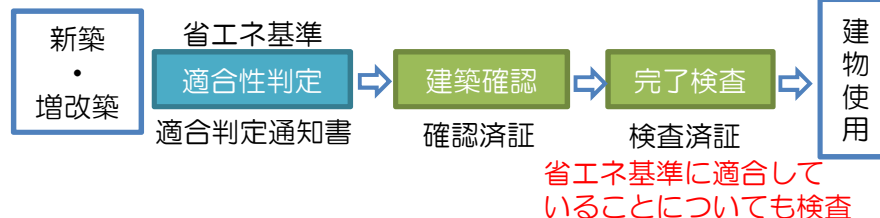
建築物(住宅・非住宅)300m²以上

新築増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務

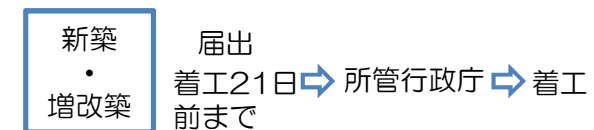
●規制措置の対象：一定規模以上の建築物の新築・増改築が対象

建築主は一定規模以上の建築物の新築・増改築をしようとする場合、その用途や規模等に応じ省エネ基準に適合していることの所管行政庁等(登録省エネ判定機関含む)による判定(適合性判定)や、所管行政庁への届出などが必要になります。規制措置の施行後は、適合性判定の対象となる建築物については、省エネ基準に適合していなければ建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなります。

非住宅2000m²以上



建築物(住宅・非住宅)300m²以上



【編集後記】

メールマガジン創刊号はいかがでしたか？
法改正等の旬な情報のご提供をメインに、有益なメールマガジンをお届けしていきたいと思
います。さて、省エネ適判も待ったなし！になり、建築物は今後ますます省エネになっていくの
に合わせて、お客様の省エネも目指したいと思ひます。どうぞよろしくお願いし
ます。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 建築確認検査課
担当：中川
TEL：06(6966)7565 FAX：06(6966)7680
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp